E 年 金 だ よ り

むつ年金事務所 ☎22-2278

平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります!

【免除期間】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」といいます。)の 国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年 金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

【対象者】

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方。

【添付書類】

- ○出産前に届書の提出をする場合:母子健康手帳など
- 〇出産後に届書の提出をする場合:出産日は村で確認できるため原則不要。
- ※本人確認書類が必要となります。(マイナンバーカード、免許証など)

【届出時期】

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

【届出先】

役場住民福祉課住民係

≪よくあるご質問≫

- **Q1** 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか?
- A1 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出していただき、出産日を基準として産前産後期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。
- **Q2** 産前産後期間の免除は、年金額を計算する時に免除期間として扱われますか?
- A 2 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- **Q3** 出産後に届出することはできますか?
- A 3 出産後でも届出することはできます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前 月から翌々月までの4か月となります。
- **Q4** 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか?
- A 4 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当:宮澤

国民健康保険税 (7期)、後期高齢者医療保険料 (4期)の納期は、

1月31日(木)です。忘れずに納付しましょう!

※諸事情により、納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。 お気軽に住民福祉課 税務係までご相談ください。